

第2期山梨県観光基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

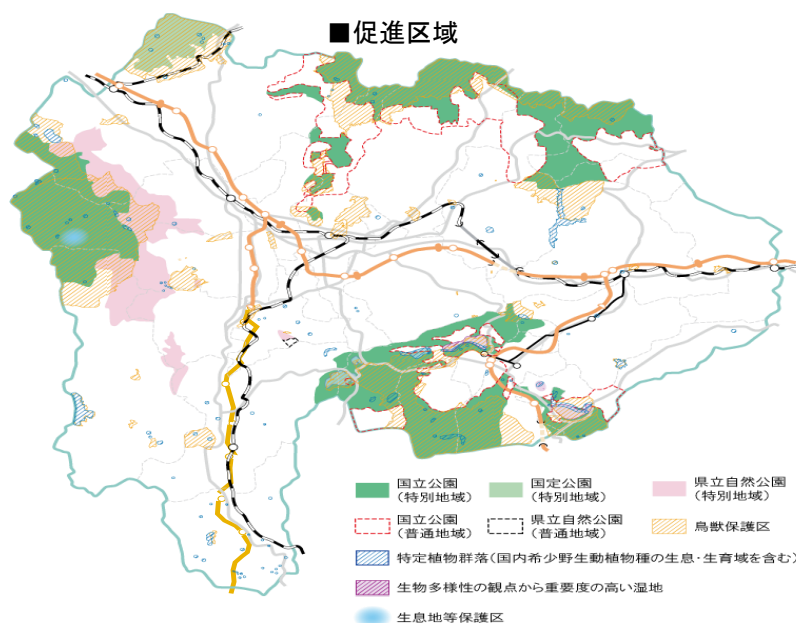
（1）促進区域

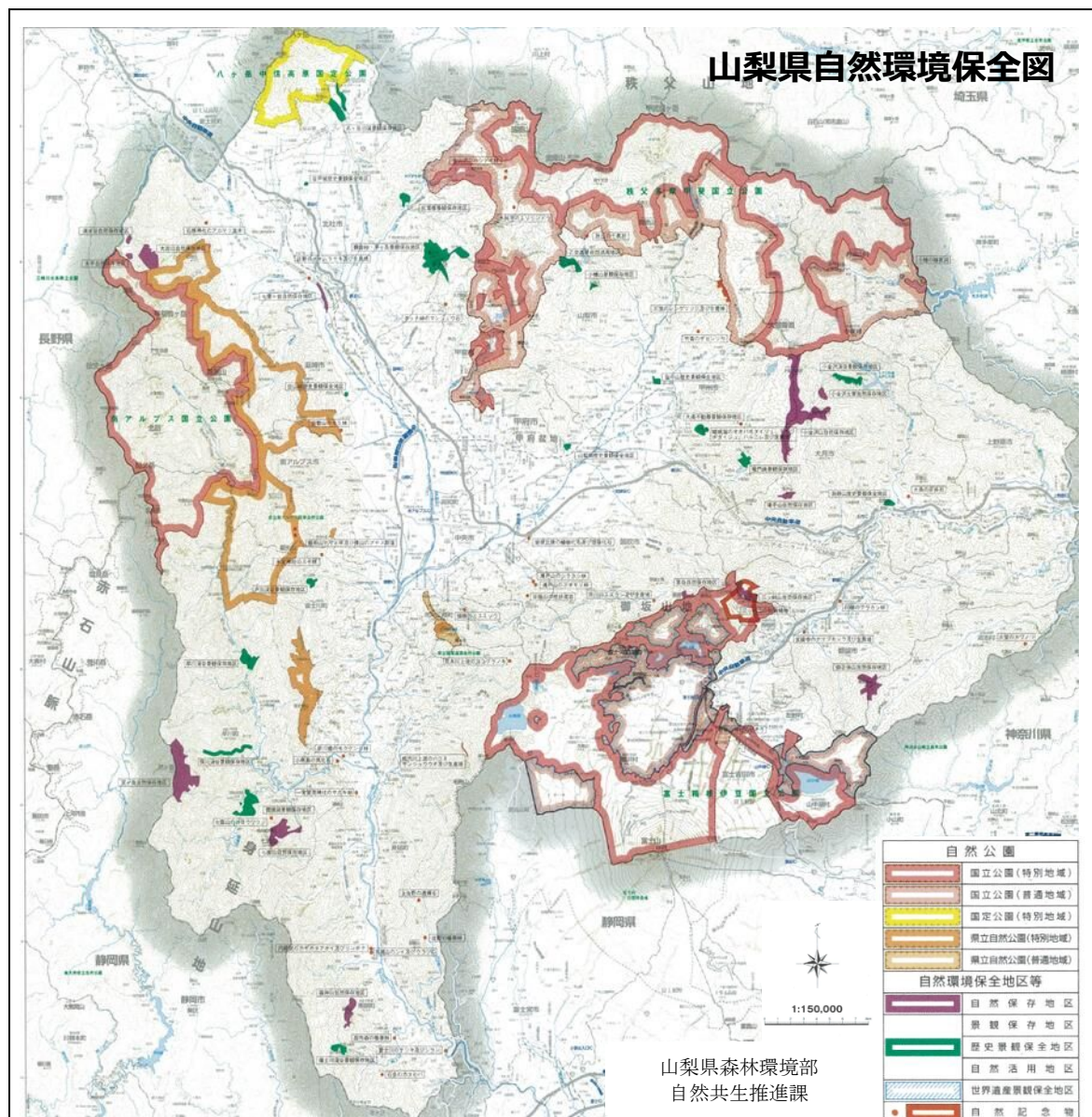
設定する区域は、山梨県全域（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）の行政区域とする。概ねの面積は446,500ha程度である。

ただし、上記区域のうち絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区（北岳キタダケソウ生育地保護区）は本区域から除く。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、自然環境保全法に基づき山梨県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地区等、自然公園法に基づき山梨県立自然公園条例に規定する県立四尾連湖自然公園、県立南アルプス巨摩自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業（多摩川流域自然再生事業（小菅村））の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

- ・ 本県の面積は 446,500ha であり、県庁所在地である甲府市は県のほぼ中央に位置する。鉄道では甲府市を中心に東日本旅客鉄道株式会社の中央本線が東西に走り、以南は東海旅客鉄道株式会社の身延線が結ぶ。富士北麓地域は大月市から富士急行線が連絡している。特急列車を利用した場合、東部の大月から最西部の小淵沢まで 1 時間、甲府市中心部から最南部の南部町まで 1 時間で到達する。
- ・ また、中央自動車道により県東部の上野原 IC と西部の小淵沢 IC が約 1 時間 15 分で結ばれている。また、中央自動車道と第二東海自動車道（以下「新東名高速道路」という。）を結ぶ中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT 間は、2021 年に全線開通したことにより、南北の動線が確立した。
- ・ 甲府市と富士北麓地域は国道 137 号、国道 358 号及び中央自動車道により、それぞれ 1 時間程度で結ばれている。甲府都市圏においては、新山梨環状道路の整備が進められて

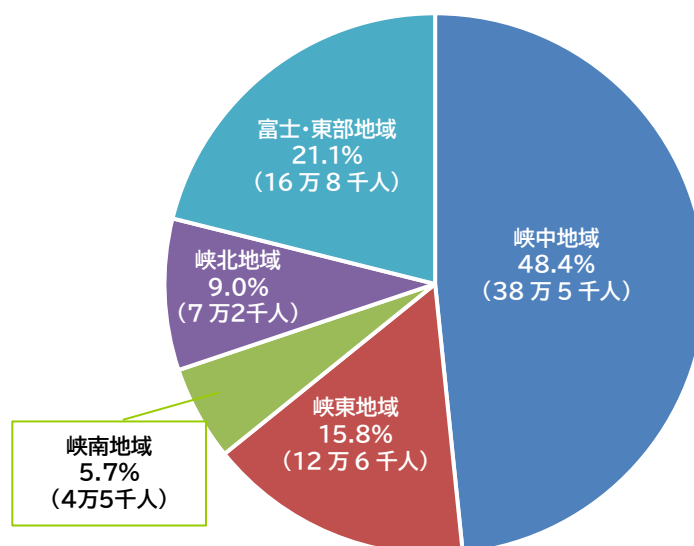
おり、南部区間の開通により南アルプス市周辺から甲府市南部の山梨県産業技術センターや大規模な展示場である山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨へのアクセスが向上し、産業間の連携が促進されている。南部区間沿線上には、国立大学法人山梨大学（以下「山梨大学」という。）医学部附属病院や大規模な商業施設が立地していることから、医療をはじめ生活環境が整っている。

- ・さらに東部区間の西下条ランプから落合西ランプまでが 2022 年に開通し、一部に集中していた交通が分散された。
- ・このように、県内は交通網が発達しており、時間距離が短く、一体性は相当程度高い。
- ・また、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の周辺は、今後東京・名古屋間で開業予定のリニア中央新幹線の山梨県駅が建設されるとともに、中央自動車道の（仮称）甲府中央スマートICの整備が進められている。リニア中央新幹線の開業により、本県と東京圏は約25分で結ばれ、名古屋圏とは約45分で結ばれるなど、本県の新玄関口としてさらなる発展が期待される。
- ・産業の状況については、本県産業の構造を全国と比較すると、農業や製造業の構成比が高く、製造業は、県内の付加価値額の 39.2%、従業者数の 21.1%を占め、1人当たり賃金では全国 15 位となるなど主要な産業となっている（内閣府「地域経済分析システム（RESAS）」）。農業については、県内の付加価値額の 0.3%、従業者数の 0.7%を占め（経済産業省「令和 3 年経済センサス - 活動調査」）、特に、ぶどうやももの収穫量は全国一を誇り（農林水産省「作物統計調査（作況調査「果樹」）日本なし、ぶどうの結果樹面積、収穫量及び出荷量、もも、すももの結果樹面積、収穫量及び出荷量」（令和 4 年産））、日本ワイン生産量も全国一となっている（国税庁「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」（令和 3 年調査分））。
- ・また、観光産業は、農業、小売業、製造業等、複数の産業にまたがり、波及効果が高い産業であり、特に、宿泊業、飲食サービス業については、県内の付加価値額の 3.7%であるが、従業者数は、県内での構成比率第 4 位の 10.0%となるなど主要な産業となっている（経済産業省「令和 3 年経済センサス - 活動調査」）。
- ・教育機関・研究機関等の分布としては、地域の研究開発等の支援や、人材育成を行う機関には次のような施設があり、県内全域に分布している。
- ・本計画の推進に向けては、全県で一体となった連携・支援が必要となる。

峡中地域	山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学、山梨県立宝石美術専門学校、山梨県産業技術センター（甲府技術支援センター）、（公財）やまなし産業支援機構、（公社）やまなし観光推進機構 等
峡東地域	山梨県産業技術センター（ワイン技術部）、山梨県立産業技術短期大学校（塩山キャンパス） 等
富士・東部地域	都留文科大学、健康科学大学、帝京科学大学、山梨県産業技術センター（富士技術支援センター）、山梨県立産業技術短期大学校（都留キャンパス） 等

- ・人口の分布の状況については、2000 年 9 月 1 日時点、89 万 5 千人（山梨県「常住人口調査」）をピークとして、減少傾向が続いており、2020 年の国勢調査人口は 81 万人となっている。2024 年 12 月 1 日時点では、78 万 9 千人（山梨県「常住人口調査」）と約 47 年ぶりに 79 万人を下回った。
- ・自然動態については、2005 年から、死亡数が出生数を上回り自然減の状況となっている。長年にわたる少子高齢化の進行により、子どもを産み育てる世代が少なくなっているため、この自然減は当面の間続くものと見込まれる。
- ・社会動態については、1980 年から 2000 年頃までは、中央自動車道の全線開通や工業団地の整備などの影響もあり、転入が超過していたが、その後の I T バブル崩壊と前後して、転出超過が続いた。しかし、新型コロナウイルス感染症を背景にテレワークが普及したことや東京圏へのアクセスが良いことなどから、2021 年、2022 年の連続で転入超過となった。
- ・地域毎の人口（山梨県「常住人口調査 2023 年 8 月」）については、峡中地域（甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町）に 38 万 5 千人（48.4%）、峡東地域（山梨市、笛吹市、甲州市）に 12 万 6 千人（15.8%）、峡南地域（市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町）に 4 万 5 千人（5.7%）、峡北地域（韮崎市、北杜市）に 7 万 2 千人（9.0%）、富士・東部地域（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）に 16 万 8 千人（21.1%）が分布している。

【地域毎の人口】



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

- ・世界遺産富士山やユネスコエコパークをはじめとする美しい自然と特色ある歴史文化遺産を有し、温泉、フルーツ、ワインなどの観光資源に恵まれた本県は、東京圏に隣接しているという優位性もあり、国内外から多くの観光客が訪れている。
- ・観光産業は、宿泊・飲食（サービス業）、交通（旅客運輸業）、土産物（製造、小売業）など多岐にわたり裾野が広い産業であり、地域経済や雇用への影響が大きい産業である。また、農業、林業、地場産業等他の産業との連携の核として地域活性化に貢献する重要な産業でもある。
- ・本県の観光データを他県と比較すると、本県の宿泊業・飲食サービス業の全産業従業員比率は全国4位（総務省「令和4年就業構造基本調査」）、人口1人当たりの延べ宿泊者数は全国2位（観光庁「宿泊旅行統計調査（令和4年・年間値（確定値）」）、人口1人当たりの観光消費額は全国1位（観光庁「旅行・観光消費動向調査」（2021年））と、観光産業は本県にとって欠くことのできない重要な産業であり、これからの地域を支える基幹産業といえる。
- ・観光は、引き続き成長が見込める産業であり、地域産業や地域社会とともに成長する産業である。観光産業の『稼ぐ力』と『働く魅力』を高めながら、観光客のニーズに対応した新しいサービスの創出や、施設・設備の新設やリニューアルを促進することにより、当該事業所の売上額と従業員給与など付加価値額の増加だけでなく、地域全体への観光客の増加などによる農林水産業、商業といった幅広い関連産業への経済波及効果により、継続的な地域内経済の好循環を目指し、質の高い雇用の創出を促進する。

(2) 経済的効果の目標

- ・KPIとして、促進区域内の地域経済牽引事業の事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額		2,676 百万円	

【任意記載の KPI】

	現 状	計画終了後	増加率
促進区域内の地域経済牽引事業の事業件数	8 件	58 件	625%

- ・1件当たり年4,117万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を50件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.3倍の波及効果を与え、促進区域で約2,676百万円の付加価値を創出することを目指す。

(算出根拠)

- ・ 1 事業当たりの付加価値額 4,117 万円(経済センサス活動調査の県内 1 事業所当たり平均付加価値額(2021 年)4,117 万円を参考)。
- ・ 地域経済牽引事業の承認済み事業件数 8 件(令和 5 年 9 月末時点)及び新規事業件数 50 件(県には 5 つの行政圏域があるため、各圏域より 2 件/年創出)。
- ・ 波及効果 1.3(山梨県産業連関表の全産業平均 1.2247 倍(2015 年)を参考)。
- ・ 山梨県観光基本計画における現状(地域経済牽引事業による付加価値創出額)の値は、新型コロナウイルス感染症等の影響により観光分野における数値が著しく低下しており目標値との比較において不適当なため、記載しない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性を活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,117 万円(山梨県の 1 事業所当たり平均付加価値額(経済産業省「令和 3 年経済センサス - 活動調査」)を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の売り上げが開始年度比で 5 %以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の雇用者数が開始年度比で 1 %以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3 %以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の字の区域とする。

【重点促進区域１】市川三郷町

岩間 字原、字神明前、字原前、字山本、字山本前、字沼田、字舞臺、字坪之内、
字押出

宮原 字御領戸、字西下田、字東下田、字宮之後

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は44haである。

本区域は、中部横断自動車道の六郷ICに隣接しており、国道52号や東海旅客鉄道株式会社の身延線甲斐岩間駅近くに位置した区域である。また、中部横断自動車道の開通により、新東名高速道路と中央自動車道を繋ぐ重要なポイントであり、首都圏のみならず、静岡・名古屋方面や長野・岐阜方面へのアクセスも向上し、観光、産業、物流、交流等でも良好な立地環境を有する場所である。このような優れた立地条件を生かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、六郷IC周辺を中心に21ha程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載：都市計画区域外。
- ・市川三郷町都市計画マスタープラン：中部横断自動車道六郷IC整備に伴う新たな地域活性化拠点の検討（広域交通アクセスの向上、道の駅など交通施設整備の検討、地域産業や観光農業と連携した活性化策の検討、多様な観光資源と連動する魅力づくり・仕掛けづくり）を進めるとしている。
- ・市川三郷農業振興地域整備計画書：中部横断自動車道の六郷 IC 周辺の土地利用の推進については、市川三郷町総合計画実現のため、優良農用地の保全や周辺の居住環境に配慮しながら、バランスの取れた地域開発に努めると記載されている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域２】中央市

成島 字下河原、字壺町田、字二又、字土井、字前田、字中田、字下田

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 20ha である。

本区域は、半径 2 キロ以内にリニア中央新幹線山梨県駅が予定され、隣接する主要地方道甲府中央右左口線、これとつながる新山梨環状道路玉穂中央ランプとも隣接している。また、中央自動車道甲府南 IC 及び中部横断自動車道南アルプス IC から 10 分程度と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実し、周辺には、山梨ビジネスパーク、国母工業団地、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨、山梨大学医学部附属病院も立地しており、観光、産業、物流、交流等でも良好な立地環境を有する場所である。

以上の優れた立地環境を生かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は、全域が市街化調整区域であり、米作や野菜栽培を中心とした 19ha 程度の農用地区域も含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：市街化調整区域（甲府都市計画区域）
- ・中央市都市計画マスタープラン：土地利用転換検討ゾーンとして位置づけ、リニア中央新幹線の開業を見据えた計画的な市街地整備を検討し、新たな都市機能の導入や基盤施設の整備を図ることとされている。
- ・中央農業振興地域整備計画書：農業就業人口が減少傾向にあり、今後増加が予想される離農者や兼業農家の就業の場の確保が大きな問題となっている。このような状況下で、今後とも企業誘致などにより、安定的な就労機会を確保し、雇用創出の実現を図る。さらに新山梨環状道路の全線開通、リニア中央新幹線の開業がもたらす恩恵を最大限に生かして、リニア中央新幹線山梨県駅周辺地域を本市にふさわしい魅力あるエリアとするための整備を計画することとして、リニア中央新幹線山梨県駅周辺の土地利用や基盤整備等の基本の方針と整合性を図りながら生活環境の向上を進めるとされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 3】南アルプス市

十日市場 字北林、字林間

寺部 字村附

小笠原 字立畑

吉田 字中畑、字前原

十五所 字村前東、字村前西

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 40ha である。

本区域は、中部横断自動車道及び新山梨環状道路の南アルプス IC に隣接しており、国道 52 号や県道今諏訪北村線（アルプス通り）に連結する交通の要衝である。また、隣接する集客交流拠点の「fumotto 南アルプス」では、地域交流エリアや大型商業エリアが開業し、さらに交通拠点として交通のハブ機能の整備も検討されており、新たな賑わいの創出が期待されている。本区域から、リニア中央新幹線の山梨県駅予定地へ車で 15 分程度とアクセスが良く、高速バスのバス停も確保されていることから首都圏への良好なアクセスを有している。さらに、国道 52 号や新山梨環状道路を利用することで県内からのアクセスが容易であるとともに、2021 年に中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT までの区間が全線開通し、新東名高速道路と連結したことから、観光、産業、物流、交流等でも良好な立地環境を有する場所である。

以上の優れた立地環境を生かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、果樹・野菜を中心とした 40ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定なし（南アルプス都市計画区域）。
- ・南アルプス市都市計画マスタープラン：南アルプス IC 周辺においては、産業・業務系機能等、本市の発展を誘導する土地利用についての検討を進めることとされている。
- ・南アルプス農業振興地域整備計画書：本市では、中部横断自動車や周辺地域へのリニア中央新幹線の駅の建設により、企業誘致や商圈拡大による活性化が見込まれている。これら周辺環境の変化により農業振興地域内における都市的土地需要の増大が予想されるが、農業的土地利用との調整を図りながら計画的な土地利用を推進していくこととされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

重点促進区域の地図については、別紙重点促進区域 地図のとおり

(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

本区域は、中部横断自動車道の六郷ICに隣接していることから、交通インフラが整った地域であり、そのアクセスの良さを利用して、神明の花火やみたまの湯などの観光資

源や、印章や和紙などの地場産品、大塚にんじんや甘々娘などの特産物を活用した観光分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

市川三郷町内には、重点促進区域の中に、過去、工場として利用されていたが撤退により利用されていない土地があるが、地域経済を牽引する重要なエリアとしては、既存道路が狭隘なため、利用が困難な土地となっている。

また、重点促進区域以外の土地は、宅地化が進み、現在は住宅が立ち並んでいるため、企業向けのインフラ整備が整っておらず、地域経済を牽引していくエリアとしては事業実施が困難な地域となっている。

なお、重点促進区域以外の未利用地及び遊休地は、農村産業法に基づく産業導入地区の未分譲の土地が未利用地となっているが、狭小なため利用が限定される土地である。

市川三郷町内では、上記以外には、売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において、未利用地及び遊休地は存在しない。農用地区域外の土地については存在するが、住宅地が点在し、企業の立地に適したまとまった用地面積を確保することが困難なことから、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域２】

本区域は、新山梨環状道路、及びこれに接続する主要地方道甲府中央右左口線、また、県内最大の物流施設の山梨中央ロジパークに隣接していることから、交通インフラが整っている地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道、中部横断自動車道等のインフラを活用したマイクロツーリズムや滞在型の医療ツーリズムなどを推進し、道の駅とよみや温泉・宿泊・体験などの複合施設であるシルクふれんどりいなどの観光資源や、スイートコーンやトマトをはじめとした特産物を活用した観光関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、中央市内には、観光関連分野に資する適地や業務用地はなく、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された土地における未利用地及び遊休地は存在しない。農用地区域外の土地については存在するが、農用地区域外の土地は市街化調整区域であり、当該区域を重点促進区域に設定するには大規模なインフラ整備を要するため、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域３】

本区域は中部横断自動車道及び新山梨環状道路の南アルプス IC に隣接していることから、交通インフラが整った地域であり、リニア中央新幹線や中部横断自動車道、新山梨環状道路等のインフラを活用したマイクロツーリズムやインバウンド需要の取り込みを推進し、隣接する集客交流拠点の「fumotto 南アルプス」、楡形山県民の森伊奈ヶ湖周辺のグランピングやキャンプ施設、南アルプス山麓の観光資源や、さくらんぼ、もも、す

もも、ぶどうといった特産物を活用した観光関連分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、南アルプス市内には、観光関連分野に資する適地や業務用地はなく、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された土地における未利用地及び遊休地は存在しない。農用地区域外の土地は耕作地として多く市内に点在しているが、非線引きの都市計画区域で用途地域の指定がないことから住宅や分譲等の開発が進み、住宅地に隣接した小規模な土地が多くを占め、企業の立地に適したまとまった用地面積を確保することが困難であることから、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 世界遺産富士山、ユネスコエコパーク、世界農業遺産や日本農業遺産、日本遺産、温泉、スポーツ、史跡などの観光資源を活用した観光分野
- ② ぶどう・もも・すももなどのフルーツ、甲州ワイン、印傳・ジュエリー・織物などの伝統的地場産品などの特産物を活用した観光分野

(2) 選定の理由

- ① 世界遺産富士山、ユネスコエコパーク、世界農業遺産や日本農業遺産、日本遺産、温泉、スポーツ、史跡などの観光資源を活用した観光分野
 - ・本県は周囲を急峻な山々に囲まれている。北東部には秩父山塊、西部に 3,000m 級の山々からなる赤石山脈(南アルプス)、南部には世界遺産富士山、そして北部には八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野をひいている。これらの山地は、山岳、森林、湖沼、溪谷などの優れた景観に富み、富士箱根伊豆国立公園など、自然公園にも指定されている。
 - ・2013 年 6 月、カンボジアで開催された第 37 回ユネスコ世界遺産委員会において、富士山の世界文化遺産への登録が決定した。標高 3,776m、日本一の高さを誇る富士山は、その壮大さと、頻繁に繰り返された荒々しい噴火によって、古来より人々の畏敬を集め、「信仰の対象」となってきた。また、その円錐形をした美しい姿は、多くの芸術家にインスピレーションを与え、数多くの「芸術の源泉」となっている。人と自然が信仰と芸術を通して共生する姿が富士山の大きな特徴であり、これらが世界遺産としての顕著な普遍的価値と認められている。

- ・吉田口登山道は、富士山で唯一麓から登ることができる登山道であり、かつて信仰の道として賑わっていた景観を保全・復元し文化資源として高付加価値化を図ることで、多くの登山者に楽しんでもらっている。また、富士山周辺にはインバウンド観光客等により、常に新たな価値が創造され、新倉山浅間公園（忠霊塔）や昭和の風景が色濃く残る本町通り商店街や西裏地区など、近年注目を集めている観光スポットが点在している。（令和４年観光入込客数：富士山五合目 116 万人、富士吉田・河口湖・三つ峠周辺 620 万人、本栖湖・精進湖・西湖周辺 147 万人、山中湖・忍野周辺 85 万人（山梨県「令和４年観光入込客統計調査報告書」）
- ・2014 年 6 月、スウェーデンで開催された第 26 回 MAB 国際調整理事会において、南アルプスユネスコエコパークが登録承認された。南アルプスは、3,000m 級の峰が連なる急峻な山岳環境の中、固有種が多く生息・生育する日本を代表する自然環境を有している。富士川水系、大井川水系及び天竜川水系の流域ごとに古来より固有の文化圏が形成され、伝統的な習慣、食文化、民俗芸能等を現代に継承してきている。従来、南アルプスの山々によって交流が阻まれてきた 3 県 10 市町村にわたる地域が、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」という理念のもと、南アルプスユネスコエコパークとして結束し、南アルプスの自然環境と文化を共有の財産と位置づけるとともに、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同して取り組んでいる。（令和４年観光入込客数：韮崎市 29 万人、南アルプス市 44 万人、北杜市 273 万人、早川町 1 万人（山梨県「令和４年観光入込客統計調査報告書」）
- ・2019 年 6 月、フランスで開催された第 31 回 MAB 国際調整理事会において、甲武信ユネスコエコパークが登録承認された。甲武信ヶ岳、金峰山、雲取山等の日本百名山に挙げられる山々が連なる奥秩父主稜を中心に、荒川、多摩川、富士川（笛吹川）、信濃川（千曲川）源流部及びその周辺地域では、山岳や森に加えて御岳昇仙峡等の渓谷が、四季折々に彩りを変える日本ので素朴な美しい自然に恵まれており、首都圏近郊にありながら、生物多様性に富む、豊かな生態系が広く保全されている。（令和４年観光入込客数：甲府市 392 万人、山梨市 144 万人、北杜市 273 万人、甲斐市 42 万人、甲州市 168 万人、小菅村 13 万人、丹波山村 16 万人（山梨県「令和４年観光入込客統計調査報告書」）
- ・2017 年 3 月、峡東地域の果樹農業が、栽培果樹の多様性やその歴史、先人から引き継がれてきた伝統的で優れた技術、果樹が織りなす四季折々の美しい景観などが高く評価され、「日本農業遺産」に認定された。
- ・2022 年 7 月、国際連合食糧農業機関により「峡東地域の扇状地域に適応した果樹農業システム」が世界農業遺産に認定された。もも・ぶどうの生産量日本一を誇る山梨県の中でも、峡東地域を構成する山梨市、笛吹市、甲州市の 3 市は、甲府盆地東部に広がる日当たりと水はけの良い扇状地を利用した果樹園が集積し、県内屈指の果樹栽培エリアとなっている。この特性を生かした高品質果実の栽培技術や農業が日常生活にもたらす生活様式、文化などを一体的に「果樹農業システム」と捉え、

- 観光資源としてもこれを維持し、活性化していくことに取り組んでいる。(令和4年観光入込客数：峡東圏域 507 万人(山梨県「令和4年観光入込客統計調査報告書」))
- ・2018年5月、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーである日本遺産に、本県に係る2件のストーリーが選ばれている。1つは山梨市、笛吹市、甲州市とともに、峡東地域のぶどう畑の景観の歴史やその魅力を語ったストーリー「葡萄畑が織りなす風景-山梨県峡東地域-」であり、もう1つは長野県と共同で申請した、長野県茅野市ほか甲府市、北杜市、韮崎市、南アルプス市、笛吹市、甲州市における縄文世界と風光明媚な景観や歴史を語ったストーリー「星降る中部高地の縄文世界-数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に会う旅-」である。
 - ・2020年6月には、甲府市、甲斐市の「甲州の匠の源流・御嶽昇仙峡-水晶の鼓動が導いた信仰と技、そして先進技術へ-」と甲州市と茨城県牛久市が共同で申請した「日本ワイン140年史 -国産ブドウで醸造する和文化の結晶-」の2件が認定された。
 - ・温泉は、湯村温泉・石和温泉・下部温泉などの温泉観光地だけでなく、「信玄の隠し湯」と称される小規模の温泉が山間部に点在する。
 - ・スポーツでは、サッカーの「ヴァンフォーレ甲府」などのプロスポーツチームが存在し、ホームゲームには1万人を超えるサポーターが集まる(2022年ホーム入場者数 11 万人)。さらに、国内外から多くの競技者が参加する Mt. 富士ヒルクライム(自転車：2023年エントリー数9千人)、富士山マラソン(2023年エントリー数1万人)などに代表されるスポーツイベントやサイクルツーリズムも人気を博している。
 - ・甲斐の国といえば「武田信玄公」の名は欠かせない。騎馬軍団を率いて領土を拡張、その兵法や外交戦術において戦国時代最強の武将と評されている。県内各地にはその史跡が数多く残されている(令和4年10月の信玄公祭りの観客数18万人)。
 - ・また、本県には「種をまく人」に代表される世界屈指の「ミレー」のコレクションで知られる県立美術館、芥川龍之介や飯田蛇骨など県出身やゆかりの作家・文人の資料を有する県立文学館を始めとして、多くの美術館、博物館も存在する。
 - ・県では、2011年12月に「おもてなしのやまなし観光振興条例」を制定し、県民一丸となって観光振興を図っていくこととした。2012年3月には「やまなし観光推進計画」を、2014年12月には「山梨県外国人観光客受入環境整備計画」を、2016年3月には「やまなし観光産業活性化計画」を策定した。2019年11月「やまなし観光推進計画」を改定、2021年9月「観光需要回復に備えた施策方針」を策定し、おもてなしの推進、インバウンド促進、観光産業の活性化等を実施している。
 - ・その結果、2022年の観光入込客数は2,738万人(「やまなし観光推進計画」を策定した2010年の基準値は2,570万人。119%増。)、2022年の外国人延べ宿泊者数は17万人(「やまなし観光推進計画」を策定した2010年の基準値は60万人。72%減。)で全国13位(観光庁「宿泊旅行統計調査(令和4年・年間値(確定値))」)、2022年

の観光消費額は3,066億円（「やまなし観光推進計画」を策定した2010年の基準値は2,548億円。120%増。）となっている。

指標名	基準値 2010	単位	実績				
			2018	2019	2020	2021	2022
観光客入込客数（実人数）	2,570	万人	3,769	3,465	1,688	1,838	2,738
外国人延べ宿泊者数	60	万人	196	205	36	25	17
観光消費額	2,548	億円	4,001	4,330	2,776	2,690	3,066

- ・また、本県には、富士北麓を中心に、多くの外国人観光客が訪れている。2022年の国籍別では、1位がタイで25.8%、2位が香港で14.5%、3位が台湾で10.6%となっている。2021年からの伸び率でみると、タイ、香港、台湾、シンガポール、アメリカ、中国、インドネシア、ベトナム、マレーシア、韓国、オーストラリア、ドイツ等、東アジアや東南アジアのみならず、欧米など多くの国・地域から来訪者が増加している。しかし、コロナ禍前との比較では、2019年に比べ、外国人の延べ宿泊者数は、8.3%と回復までには至っていない。（観光庁「宿泊旅行統計調査（令和4年・年間値（確定値））」）。
- ・今後、これら本県ならではの多様で魅力に富んだ観光資源を最大限に生かし、地域経済牽引事業の創出を促進し、県内全域において、地域が連携して、観光地域づくりや、宿泊施設・観光施設・飲食店・商業施設等の活性化、着地型旅行商品の造成を図る。
- ・さらに、本県は、首都東京に隣接し、アクセスも良好であり、今後、リニア中央新幹線の開通により、首都圏をはじめ中京圏、関西圏などからのアクセス環境のさらなる向上が見込まれていることから、旅行者ニーズに応じた戦略的な誘客や効果的なプロモーションなどを展開し、選ばれる「観光地」を目指し、観光消費額や雇用の拡大を図る。
- ・また、外国人観光客を増加させ、県内の経済に好循環を創出させるため、インバウンド向けの新たな観光サービスの創出、農泊地域の創出、宿泊施設や様々な体験を提供する観光施設などの新設・増設・改修などを県内全域で促進していく。

② ぶどう・もも・すももなどのフルーツ、甲州ワイン、印傳・ジュエリー・織物などの伝統的地場産品などの特産物を活用した観光分野

- ・農業では、全国有数の果樹農業地帯で、特にぶどう・もも・すももの収穫量はそれぞれ全国一である。ぶどうの収穫量は40,800t/年であり、全国の25.1%を占めている。また、ももの収穫量は、35,700t/年であり、全国の30.5%を占めている。毎年4月には、甲府盆地一帯はピンクの絨毯が敷き詰められる。すももの収穫量は、5,940t/年であり、全国の31.6%を占めている（農林水産省「作物統計調査（作況調査「果樹」）日本なし、ぶどうの結果樹面積、収穫量及び出荷量、もも、すももの結果樹面積、収穫量及び出荷量」（令和4年産））。

- ・県内には、90 を超えるワイナリーがあり、古くから栽培されてきた甲州ぶどうで造られたワインは「甲州ワイン」と呼ばれ、国内のみならず海外でも高い評価を得ている。今年の世界最大級のワインコンクール「デカンター・ワールド・ワイン・アワード」では、「甲州ワイン」が最高評価のプラチナ賞に選ばれている。本県のワイン生産量は、4,334kl/年であり、全国の26.3%を占めている（国税庁「酒類製造業及び酒類卸売業の概況」（令和3年調査分））。
- ・さらに、印傳、ジュエリー、織物、印章、和紙など本県の風土に根ざした様々な地場産業がある。
- ・印傳は、江戸時代から続く、鹿革に漆で模様をつけた革の伝統工芸品であり、印傳の名前の由来は、印度伝来によるといわれている。鹿の革を松脂でいぶし、漆で紋様を染め出したもので、かつては武士用具のすね当てやよろい兜にも使われていた。現在では、独特な手法を用い、財布、バッグ、ベルトなどに使われており、老若男女問わず幅広く愛用されている。また、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、「甲州印傳」が伝統的工芸品として国から指定を受けている（1987年4月指定）。
- ・ジュエリーについては、昔から水晶の産地として知られており、貴金属製装身具出荷額の全国シェアは29.8%（約240億円）であり、全国一となっている。この他にも、ネクタイの生地为代表される織物などの地元特産物を製造している中小企業（約200社）が多くある。また、県内にあるこれら織物などの地元特産物を製造している中堅企業は、独自の加工技術等を生かして上場するまでに成長しているが、生産加工は地元企業に外注を行っている部分もあり、取引企業を含めてさらなる成長が見込まれる（経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」）。
- ・本県における印章業の発祥は、御岳山系に良質で巨大な水晶鉱が発見・発掘されたことから始まる。江戸時代には、甲府に水晶加工工場が設立され、数多くの加工業者及び加工技術が生まれた。江戸時代の書物「甲州買物独案内」「萬註文帳」等にも印章の記載されていることから、県内には印章業が古くから存在していたことがわかる。このような水晶による印材の製造と、印面に文字を彫る技術の発展は、ツゲ材、水牛材等にも及び、他県に見られない産業形態を構成している。1873年、一般市民の間に急速な印章需要が起こったことから、出張販売、通信販売等で市場を拡大した。現在も、印材メーカー、印面彫刻業者、販売業者等、県内にすべての業者が集まっている。甲府市内の業者の中では、四代目、八代目と引き継がれ「甲州手彫印章」の技法が伝承されている。また、「甲州手彫印章」が、伝統的工芸品として国より指定を受けている（2000年7月指定）。
- ・県内における伝統工芸としての和紙には、2つある。その1つが、市川和紙であり、約1,100年前から生産が行われている。武田・豊臣・徳川時代には、御用紙として献上を命ぜられ『肌紙』として知られていた。もう1つが、西嶋和紙であり、和紙づくりの始まりは約450年前にさかのぼり、現在でも手漉きを伝承し手作りの味を

強調している。

- ・この他、本県は国内におけるミネラルウォーター発祥の地である。1929年、身延町下部で湧出する名水を活用したミネラルウォーターが日本で初めて発売された。富士山や南アルプス、八ヶ岳など、国内屈指の名峰に囲まれた本県は「天然の水がめ」と呼ばれるほど豊富な水に恵まれた地である。豊かで清らかな水は美しい溪流や湧き水を生み出し、山梨の地で採水したミネラルウォーターの生産量は年間約158万klと日本一を誇り、全国シェアの約35%を占める一大生産地となっている（一般社団法人日本ミネラルウォーター協会「都道府県別生産数量の推移2022」）。
- ・これらの特産物を活用した地域経済牽引事業を創出することで、観光誘客促進に繋げ、多様な旅行ニーズに応えることにより、観光消費額や雇用の拡大を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

○不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

- ・県及び市町村では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

○産業集積促進助成金制度

- ・県及び市町村では、県内に製造業等を立地して事業を行う者に助成し、活力ある産業集積の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって本県経済の活性化に資する。

○観光産業振興融資制度

- ・県では、活発な投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、観光産業振興融資を実施する。

○企業立地促進融資制度

- ・県では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、企業立地促進融資を実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

○ICT の利活用の推進

- ・県では、ICT の可能性や活用方法に関する理解を深めることによって、ICT の活用を促進し、地域産業の振興をはじめ、教育・医療などの日常生活における利便性の向上を図る。

○情報発信の充実

- ・本県では、人口や交通等の社会基盤、各種経済指標、観光情報等の統計調査結果をHP上で公開しており、これについては事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ・県及び市町村において、事業環境整備の提案を受けた場合には、提案内容を整理したうえで、県や各市町村の担当部署と連携して対応する。

(5) その他

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

- ・中小企業・小規模企業の振興を図るため、「山梨県中小企業・小規模企業振興条例（振興計画）」において、「起業・創業の促進」を明示する。
- ・スタートアップへの資金供給の拡大のため、ベンチャーキャピタルなどと連携して、県が直接出資する「資金調達サポート事業」を実施し、スタートアップの資金調達を支援するとともに、リスクマネーの流入促進を図る。
- ・スタートアップの事業の拡大や定着のため、専属のメンターが伴走支援を行うほか、県が仲介して県内企業とのマッチングを支援する「アクセラレーションプログラム事業」を実施し、販路の開拓や協業をサポートする。
- ・スタートアップと県内企業のオープンイノベーションを推進するため、マッチングや事業立ち上げ支援を行う「オープンイノベーションプログラム」を実施し、課題解決や新事業創出のための取り組みを後押しする。
- ・専門家が常駐し、スタートアップの成長支援やコミュニティ形成をワンストップで総合的に支援するための拠点を整備する。（2025 年中の開設予定）
- ・スタートアップ企業等が有する最先端技術や新たなサービスにより、本県の価値向上や新たな産業、雇用を創出するため、「TRY!YAMANASHI!実証実験サポート事業」を実施し、本県をフィールドに行う実証実験を全面的にサポートする。

②産業人材の確保・育成に向けた支援

(ア)「やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト」の実施

- ・働き方改革と生産性向上に向けた県内企業の取り組みや休職者の就業等を支援する

「やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト」を実施している。

(イ) リスキリングサービスの提供

- ・企業の持続的成長と働く人の就労環境改善を共に実現するため、労使が共益関係を築き、働き手のスキルアップによる生産性向上、企業の収益アップ、賃金アップの好循環（スリーアップ）を山梨で実現するため、2023年3月「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想」を策定した。
- ・2024年1月に、リスキリングサービスを一気通貫で提供するプラットフォームを設置し、専用ポータルサイトでのリスキリング情報の一元化や実践的な講座の提供、受講者同士の交流環境整備などを行っている。
- ・この取り組みを多くの県内企業に広げていくため、構想の理念に賛同し、スリーアップ推進宣言を行った企業等をメンバーとした推進組織（豊かさ共創スリーアップ推進協議会）を立ち上げ、会員企業等が自らスリーアップに取り組むとともに、スリーアップの横展開を図るなど周知・普及に努めていく。

(ウ) プロフェッショナル人材戦略拠点事業による人材確保

- ・県内企業の経営革新や成長戦略の実現のため、プロフェッショナル人材戦略拠点事業により、県内企業の「攻めの経営」への転身を後押しするとともに、それを実践していくプロフェッショナル人材の活用について、経営者の意欲を喚起し、民間人材ビジネス事業者等を通じてマッチングの実現を支援する。

③賃上げ促進（賃上げ促進支援）

- ・企業の持続的成長と働く人の就労環境改善を共に実現するため、労使が共益関係を築き、働き手のスキルアップによる生産性向上、企業の収益アップ、賃金アップの好循環（スリーアップ）を山梨で実現するため、2023年3月「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想」を策定した。
- ・これに関連して、国、県、経済団体、労働団体、金融団体、教育機関等における迅速な賃金アップや価格転嫁の推進等に関する共同宣言を実施した。
- ・2024年1月に、リスキリングサービスを一気通貫で提供するプラットフォームを設置し、専用ポータルサイトでのリスキリング情報の一元化や実践的な講座の提供、受講者同士の交流環境整備などを行っている。
- ・この取り組みを多くの県内企業に広げていくため、構想の理念に賛同し、スリーアップ推進宣言を行った企業等をメンバーとした推進組織（豊かさ共創スリーアップ推進協議会）を立ち上げ、会員企業等が自らスリーアップに取り組むとともに、スリーアップの横展開を図るなど周知・普及に努めていく。

④DX 支援

- ・小規模事業者等の販路拡大や生産性向上を図るため、県商工会連合会が行う DX・デジタル化への伴走支援に対し助成している。

- ・地域企業の DX を推進する支援体制の構築として、県では、中小企業等の喫緊の課題である競争力強化や人手不足に対応するため、IoT・AI 等の先進的技術の活用による DX を推進し、中小企業等が自ら継続的に改善活動に取り組む機運を高め、良質で安定的な雇用の創出と地域経済の活性化を図ることを目的に、やまなし産業支援機構内に「DX 推進応援隊窓口」を設置し、デジタル技術の導入を検討する企業に対して専門家派遣等による支援を行う。

⑤総合的支援体制の整備

- ・事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応する。
- ・本県の広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、観光振興及び産業活性化に資するインフラ整備を地域未来投資促進法に基づく基本計画と連携して実施する。
- ・事業承継については、やまなし産業支援機構に「事業承継・引き継ぎ支援センター」を設置し、円滑な事業承継・M&Aのサポートを行う。
- ・ワイン・日本酒、ジュエリー、テキスタイル、郷土伝統工芸品など、伝統的な地場産業については、ブランド価値の向上に向けたプロモーションや販路拡大、次代を担う後継者育成などに対する支援を行う。

取り組み事項	2024 年度	2025 年度 ～ 2027 年度	2028 年度
【制度の整備】			
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設 (条例対応する県及び市町村) (*)	運用	運用	運用
産業集積促成助成金制度 (県及び市町村)	運用	運用	運用
観光産業振興融資制度 (県)	運用	運用	運用
企業立地促進融資制度 (県)	運用	運用	運用
(*) 固定資産税の減免措置の創設については、運用していない一部市町村で検討中			
【情報処理の促進のための環境の整備】			
ICT の利活用の推進 (県等)	運用	運用	運用
情報発信の充実 (県等)	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備の提案への対応 (県、市町村)	運用	運用	運用
【その他】			
スタートアップへの支援	運用	運用	運用

産業人材の確保・育成に向けた支援 (2025年度まで継続予定)	運用	運用	—
賃上げ促進	運用	運用	運用
DX 支援 (2025年度まで継続予定)	運用	運用	—
総合支援体制の整備	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援事業の方向性

- ・地域一体となった経済牽引事業の促進に当たっては、(公社)やまなし観光推進機構、県立産業技術短期大学校、(公財)やまなし産業支援機構、また、観光協会、商工会、商工会連合会、商工会議所、地域の金融機関など、県内に存在する支援機関が緊密な連携により支援を行う必要がある。

そのため、引き続き県が中心となり、支援機関との相互連携・調整をきめ細かにを行いながら事業者を支援する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法

○(公社)やまなし観光推進機構

やまなし観光推進機構は、県や市町村、観光関係団体等と連携し、国内外からの観光客の増加と本県の優れた製品の浸透を図ることを目的とする組織であり、2017年11月には、観光庁から「日本版DMO」の地域連携DMOに登録された。

これからの山梨の観光の質の向上や、観光産業の経営基盤の強化に向け、地域の行政、企業、諸団体とより密接に連携して、観光産業が地域発展の核となるよう、社会的に高い信頼性を保ちながら、先導的に事業を推進している。

○観光協会

市町村観光協会をはじめとした各地の観光協会等では、各地域の豊かな自然、地域で育まれた固有の歴史文化など、恵まれた観光資源を生かし、観光宣伝紹介、観光客の誘致促進等を行うことにより、地域内の観光産業を支援している。

※ 市町村観光協会等：甲府市観光協会、都留市観光協会、山梨市観光協会、大月市観光協会、韮崎市観光協会、南アルプス市観光協会、北杜市観光協会、笛吹市観光物産連盟、上野原市観光協会、甲州市観光協会、早川町観光協会、身延町観光協議会、富士川町観光物産協会、道志村観光協会、忍野村観光協会、山中湖観光協会、鳴沢村観光協会、富士河口湖町観光連盟、小菅村観光協会、丹波山村観光協会

※ 各地の観光協会等：石和温泉観光協会、河口湖観光協会、富士五湖観光連盟、富士山五合目観光協会、昇仙峡観光協会、増富ラジウム峡観光協会、山梨県観

光果実園振興協議会、富士川地域観光振興協議会、身延町身延山観光協会、ふじよしだ観光振興サービス、たばやま観光推進機構 等

○山梨県産業技術センター

公設試験研究機関である「山梨県産業技術センター」では、「技術支援」「研究開発」「人材育成」「情報提供」「技術移転・事業化支援」を業務の5本柱として、現場重視・スピーディな対応により県内中小企業の技術支援を積極的に行っている。

また、技術相談・依頼試験・分析・加工・設備利用等をとおした新製品開発への取り組みも活発に行っており、地域の研究拠点となっている。

○（公財）やまなし産業支援機構

山梨県における高度技術に立脚した工業の開発と県内に蓄積された産業資質の有効活用による産業の自立発展を目的に、経営相談、設備投資、補助金制度、操業・ベンチャー支援などの幅広い支援の事業を行っており、地域の企業支援に不可欠な役割を果たしている。

○山梨県職業能力開発協会

職業能力開発促進法に基づき、1979年4月に設置された法人で、山梨県との連携のもと、民間における職業訓練や職業能力の開発の支援、技能・職務能力評価制度の普及と促進を行うことを目的としている。

技能検定試験の実施や各講習会の開催等、職業能力開発の促進に関し必要な業務を行うほか、2023年度からは働く人のリスキリングサービスを一気通貫でサポートする「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ」の運営を行う。

○県立宝石美術専門学校

日本で唯一のジュエリー関連の公立専門学校であり、山梨県の伝統的な地場産業であるジュエリー産業の振興を図ることを目的としている。同校においては、デザインなどものづくりの根幹となる造形力を養うことをはじめ、素材をジュエリーとして形にするための教育を行っている。特に実習においては、現役のジュエリー職人やデザイナーなどが直接指導を行うなど、実践的なカリキュラムを敷いている。1981年の開校以来、国内屈指のジュエリー産地山梨を支える人材を継続的に輩出している。

○県立産業技術短期大学校

職業能力開発促進法第16条2項の規定による職業能力開発短期大学校で、専門課程として生産技術科・電子技術科・観光ビジネス科・情報技術科の4科を設置し、高度な技術や技能、専門的な知識を併せ持つ実践技能者を育成し、本県産業の発展に寄与している。

また、在職者を対象として職業に必要な知識や技術を習得させるための専門短期課程及び短期課程も実施している。

○商工会・商工会連合会・商工会議所

山梨県においては 23 の商工会とそれらを包括する商工会連合会及び 2 つの商工会議所からなり、企業からの金融や税務、労働などの経営相談の他、創業や経営の改善、事業の承継、新分野開拓など、企業の抱える様々な課題に対し、経営指導員・専門家による相談支援や研修会の開催等を行っている。本県の中小企業にとって身近なサポート機関となっている。

○金融機関

事業の多角化・新事業展開等に伴い必要となる資金面への支援のほか、事業承継、経営改善支援など、企業の経営課題の解決に向けた経営相談への支援を積極的に行うなど、地域経済の活性化に貢献している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

- ・県では、2004 年 3 月、「山梨県環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造について基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。
- ・また、2024 年 3 月には、山梨県環境基本条例に基づき、「第 3 次山梨県環境基本計画」を策定した。当該計画は、健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づけるものである。
- ・そして、環境保全上重要な地域内での事業の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、森林環境部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行うこととする。
- ・さらに、県では 2009 年 3 月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、県全体の景観づくりを推進してきたところであり、特に、医薬品、化粧品、食品加工に関連する企業において、製品戦略上重要であることから、ブランド力をさらに高めるためにも、美しい県土づくりを図ることが必要である。
- ・本計画の促進区域においては、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土

地利用の確保について必要な事項を定めた「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」など、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して生じる課題については、住民の理解を得るとともに、地域の環境の保全に努め、国や県、市町村が定める各種計画等との整合性を図ることとしている。

- ・なお、本計画は公園計画との整合を図り、国定公園については山梨県森林環境部自然共生推進課との調整を行ったうえで策定したものである。国立公園・国定公園などの環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、関東地方環境事務所、山梨県森林環境部自然共生推進課と調整を図り、県立自然公園において地域経済牽引事業計画を承認する際には、山梨県森林環境部自然共生推進課と調整を図る。多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、関東地方環境事務所、山梨県森林環境部自然共生推進課と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

- ・本県においては、2005年4月に施行された「山梨県安全・安心なまちづくり条例」や、同条例に基づき策定した「基本方針」及び「学校・通学路等における児童等の安全確保、犯罪の防止に配慮した住宅、道路等の構造、整備等に関する指針」により、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携し、一体となった取り組みを進めるとともに、交通安全施策についても「第11次山梨県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。また、2011年4月に施行された「山梨県暴力団排除条例」に基づき、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携・協力し、社会全体で暴力団排除を推進している。
- ・本計画に基づき、企業立地や事業活動を推進するに当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次の取り組みを推進する。

1. 防犯設備の整備

地域住民や従業員、来訪者等が事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラ、防犯照明等の防犯設備の整備を行う。

2. 犯罪防止・交通事故防止に配慮した施設の整備・管理

犯罪や交通事故防止に配慮した構造、設備等を有する事業所、道路、公園、駐車場等の整備に努めるほか、公共空間や空き地がたまり場等になり地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努めるとともに、交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。

3. 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、必ずパスポート、在留カード等

により、在留資格や就労制限の有無を確認し、雇用対策法に基づく雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

4. 従業員等に対する安全指導等の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に対して、法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害及び交通事故の防止についての指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者に対して、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

5. 地域における犯罪防止活動、交通安全活動への協力

事業者は、地域住民等が行う防犯・交通ボランティア活動等に参加するほか、これらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域における犯罪防止活動等への協力を行う。

6. 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故等の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制を確立するとともに、捜査活動への積極的な協力を図る。

7. 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、その行う事業により暴力団を利用することとならないようにし、暴力団等反社会的勢力との「取引を含めた一切の関係遮断」に努めるとともに、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報し、各種要求には絶対に応じない。

8. 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき地域経済牽引事業の促進のための措置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取する。

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議のうえ、必要な措置をとる。

(3) その他

○PDCA 体制の整備等

- ・毎年度、年度末に県において基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する進捗状況を確認する。その結果に基づいて、基本計画と承認事業計画に関する効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用を行う場合にあっては、その基本的事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域 1 ～ 3 区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 1】

別表 1 のとおり

【重点促進区域 2】

別表 2 のとおり

【重点促進区域 3】

別表 3 のとおり

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

本区域は、中部横断自動車道の六郷ICの隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 2】

本区域は、県内最大の物流施設の山梨中央ロジパークが隣接しており、道路、電気、水道等のインフラ整備がされ、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 3】

本区域は、中部横断自動車道の南アルプス IC の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備されてはいるものの、区域に隣接して「南アルプス I C 南地区地区計画」に基づき大規模集客施設が立地された際には、渋滞対策として道路整備等必要な措置が講じられている。このため、業種によっては事前相談に加え周辺環境への影響について十分に検討する必要がある。

(地区内の遊休地等の状況)

【重点促進区域 1】

本区域内には、過去、工場として利用されていたが撤退により利用されていない土地

があるが、地域経済を牽引する重要なエリアとしては、既存道路が狭隘な為、利用が困難な土地となっている。

また、市川三郷町内には、農村産業法に基づく産業導入地区に未分譲の狭小な土地が存在するため、条件に適合する企業に対して優先的に利用を促す。その他、売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 2】

本区域内には、遊休地等は存在しない。

なお、中央市内には、国母工業団地、山梨ビジネスパーク、一町畑工業団地、山梨県食品工業団地、高部工業用地が整備されており、未売却の用地は存在しない。また、遊休農地は 39ha 程あり、8 割近くが中山間地域に存在しており、傾斜地で道幅も狭く、事業用地としての活用は困難である。平坦地においては、住宅地と隣接しており、事業用地の活用は困難である。

【重点促進区域 3】

本区域内には、遊休地等は存在しない。

なお、南アルプス市内には、観光関連分野に資する適地や業務用地はなく、売却されていない既存の工業団地や現に宅地化された土地における未利用地及び遊休地は存在しない。また、農村産業法に基づく産業導入地区は全て分譲済みであり、企業の立地に適したまとまった面積の土地を確保することが困難な状況である。

(他計画との調和等)

【重点促進区域 1】

農地として重点促進区域に設定された各区域は、市川三郷町都市計画マスタープランにおいて、産業活性化交流拠点となっており、その整備方針として、交通の利便性や良好な環境などの地域特性を生かし、地域の創意に基づき、地域の活性化に寄与する IC 周辺土地利用構想の検討を図っている。

今般、当該区域は神明の花火やみたまの湯などの観光資源や、印章や和紙などの地場産品、大塚にんじんや甘々娘などの特産物を活用した観光分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

市川三郷農業振興地域整備計画書において、中部横断自動車道開通は地域の活性化に大きく寄与することが期待され、土地利用の動向も様々な変化が予想されている。また、六郷 IC 周辺の土地利用の推進については、市川三郷町総合計画実現のため、優良農用地の保全や周辺の居住環境に配慮しながら、バランスの取れた地域開発に努めると記載されている。

【重点促進区域２】

農地として重点促進区域に設定された区域については、中央市都市計画マスタープランにおいて、土地利用転換検討ゾーンとして位置づけ、リニア中央新幹線の開業を見据えた計画的な市街地整備を検討し、新たな都市機能の導入や基盤施設の整備を図っている。

また、中央農業振興地域整備計画書において、農業就業人口が減少傾向にあり、今後予想される離農者の増加や兼業農家の就業の場の確保が大きな課題となっており、今後とも企業誘致などにより、安定的な就労機会を確保し、雇用創出の実現を図るとしている。さらに新山梨環状道路の全線開通、リニア中央新幹線の開業がもたらす恩恵を最大限に生かして、リニア中央新幹線山梨県駅周辺地域を本市にふさわしい魅力あるエリアとするための整備を計画することとして、リニア中央新幹線山梨県駅周辺の土地利用や基盤整備等の基本的方針と整合性を図りながら生活環境の向上を進めるとされている。

今般、当該区域はリニア中央新幹線や中央自動車道、中部横断自動車道等のインフラを活用したマイクロツーリズムや滞在型の医療ツーリズムなどを推進し、道の駅とよみや温泉・宿泊・体験などの複合施設であるシルクふれんどりいなどの観光資源や、スイートコーンやトマトをはじめとした特産物を活用した観光関連分野の地域経済牽引事業の用に供され、安定的な就労機会の確保にもつながるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域３】

農地として重点促進区域に設定された区域については、南アルプス市都市計画マスタープランにおいて、南アルプス IC 周辺においては、産業・業務系機能等、本市の発展を誘導する土地利用についての検討を進めることとされている。また、同 IC 周辺地区と楯形地区市街地間を関連整備検討ゾーンとして計画的な市街地整備の検討を進めることとされている。

また、南アルプス農業振興地域整備計画書においては、中部横断自動車道や周辺地域へのリニア中央新幹線の駅の建設により、企業誘致や商圈拡大による活性化が見込まれており、これら周辺環境の変化により農業振興地域内における都市的土地需要の増大が予想されるが、農業的土地利用との調整を図りながら計画的な土地利用を推進していくこととされている。

今般、当該区域は、リニア中央新幹線や中部横断自動車道、新山梨環状道路等のインフラを活用したマイクロツーリズムやインバウンド需要の取り込みを推進し、隣接する集客交流拠点の「fumotto 南アルプス」、楯形山県民の森伊奈ヶ湖周辺のグランピングやキャンプ施設、南アルプス山麓の観光資源や、さくらんぼ、もも、すもも、ぶどうといった特産物を活用した観光関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

【重点促進区域1】

本区域は、都市計画区域外となっており、大部分が農用地区域に指定されているが、地域経済牽引事業の実施に当たり、立地企業が求めるインフラ環境や敷地規模などの条件を備えた事業用地を農用地区域外で確保することが困難な状況であることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

今後も農用地区域を除く未利用地を優先し誘致を進めていくが、やむを得ず農用地区域も含める場合は、農業の健全な発展を阻害することがないよう農政部局と調整を行うこととする。

【重点促進区域2】

本区域は、都市計画区域の市街化調整区域となっており、大部分が農用地区域に指定されているが、地域経済牽引事業の実施に当たり、立地企業が求めるインフラ環境や敷地規模などの条件を備えた事業用地を農用地区域外で確保することが困難な状況であることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整計画の策定に当たっては、農業の健全な発展を阻害することがないよう農政部局と調整を行うこととする。

【重点促進区域3】

本区域は、都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているが、地域経済牽引事業の実施に当たり、立地企業が求めるインフラ環境や敷地規模などの条件を備えた事業用地を農用地区域外で確保することが困難な状況であることから、農用地区域を含む区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

土地利用調整計画の策定に当たっては、農業の健全な発展を阻害することがないよう農政部局と調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

市川三郷町、中央市、南アルプス市には、集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性

能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進及び農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上での必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

市川三郷町及び南アルプス市においては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。

中央市においては、ほ場整備事業は実施されていない。

また、今後実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取り組みに支障が生じないようにすること

市川三郷町においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、今後の予定もない。

中央市及び南アルプス市においては、現在、農地中間管理機構関連事業が実施されている。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域1】

該当なし。

【重点促進区域2】

当該重点促進区域における市街化調整区域については都市計画法第34条第10号等に基づく開発許可を行う予定であるため、本制度を活用した市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

【重点促進区域 3】

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から 2028 年度末日までとする。

「山梨県観光基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。